

厚生労働省  
東京労働局発表  
平成27年4月27日

担	東京労働局 労働基準部 監督課 監督課長 樋口 雄一 統括特別司法監督官 工藤 滝光
当	電話 03-3512-1612(内線 6402)

## 平成26年度司法処理状況の概要について

### － 賃金不払事件で逮捕も －

東京労働局（局長 西岸正人）は、管下18労働基準監督署・支署における平成26年度（4月から翌3月）の司法処理状況を以下のとおり取りまとめました。

#### 1 概要

平成26年4月から平成27年3月までの1年間に、東京労働局と管下18労働基準監督署・支署では、**合計54件の司法事件を東京地方検察庁へ送検しました。**

送検した事業場の件数は前年度より4件減少し、業種別の内訳では、**建設業が22件（40.7%）と最も多く、次いで製造業が9件（16.7%）、接客業が5件（9.3%）でした。**

また、違反事項別では、**賃金・退職金不払が17件（31.5%）、死亡災害等を契機とした危険防止措置義務違反が12件（22.2%）、労災かくしが11件（20.4%）**などでした。

#### 2 違反事項の内容（事例は次ページ参照）

- (1) 労働基準法違反・・・・・・・・・・31件  
労働基準法に関する違反により送検したのは31件で、一番多かったのは、賃金不払の17件でした。その他、36協定に定める時間を超えて長時間労働に従事させた、休日を与えていなかった等労働時間に関するものが4件、割増賃金の不払が4件などでした。
- (2) 危険防止措置義務違反・・・・・・・・12件  
労働安全衛生法に関する違反により送検した23件のうち、危険防止措置義務違反が12件でした。そのうち、墜落・転落災害を契機とした送検事案が8件でした。
- (3) 労災かくし・・・・・・・・・・・・・11件  
休業4日以上労働災害が発生した場合には、その都度遅滞なく、所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出することになっています。『労災かくし』とは、労働災害の発生に際し、その発生事実を隠ぺいするため、労働者死傷病報告書を提出しないもの又は虚偽の内容を記載して提出するものです。

#### 3 今後の対応について

東京労働局及び管下18労働基準監督署・支署では、過重労働による健康障害を発生させた企業等であって違法な長時間労働を繰り返すなど重大・悪質な労働基準法違反の事案に対しては積極的に捜査に着手し、送検手続をとる方針です。

## 平成 26 年度送検事例

## 労働基準法・最低賃金法違反

事例1 託児所を営むA社は、労働者Bの平成24年1月分賃金17,250円及び労働者Cの同年2月分賃金80,690円の合計97,940円を所定の各賃金支払期日である同年2月29日、同年4月4日に全額支払わず、もって法で定める東京都最低賃金を支払わなかったもの。

労働者14名が不払賃金(合計約221万6千円)の行政指導による救済を求め労働基準監督署に申告に及んでいたが、A社は労働基準監督署の行政指導に従わなかった。

A社の代表者は、再三の出頭要求に応じなかったことなどから、逮捕の上、送検したもの。

事例2 パン製造販売業を営む会社のパートタイム労働者3名(時給900円～950円、1日の所定労働時間6時間)に対し、平成25年12月1日から同月31日までの間、最長で月139時間に達する時間外労働を行わせ、もって時間外労働協定の延長時間の限度を超える違法な時間外労働を行わせていたもの。

また、同期間、本来支払うべき時間外労働に対する割増賃金のうち3割程度しか支払っていない(一人当たり最大で約11万円/月の時間外手当の不払が発生していた)もの。

## 危険防止措置義務違反

事例3 平成25年1月4日、建築工事現場において、外構工事で使用していたドラグ・ショベル(重量:約1.5トン)が転倒し、17歳の年少労働者がアーム部分の下敷きとなって死亡するという労働災害が発生した。

捜査の結果、労働安全衛生法で禁止されているドラグ・ショベルの用途外使用(荷の吊り上げ)を行い、現場土中に埋設していた既存の雨水溝(重量:約600kg)を除去しようとしたところ、雨水溝の重みでドラグ・ショベルがバランスを崩し転倒したことが判明した。

事例4 平成24年4月20日、大手橋梁工事会社の下請として、工事業者が施工した橋補修工事において、つり足場の朝顔(作業中に足場から資材が落下すること等を防止するために設ける斜めの覆い)の解体作業中、はしごを立てかけていた朝顔が外側に倒れ、作業中の労働者がはしごとともに約7.7メートル下の道路上に墜落し死亡する労働災害が発生した。

捜査の結果、つり足場の上での使用が禁じられているはしごを用いて作業させたことが判明した。

## 労災かくし

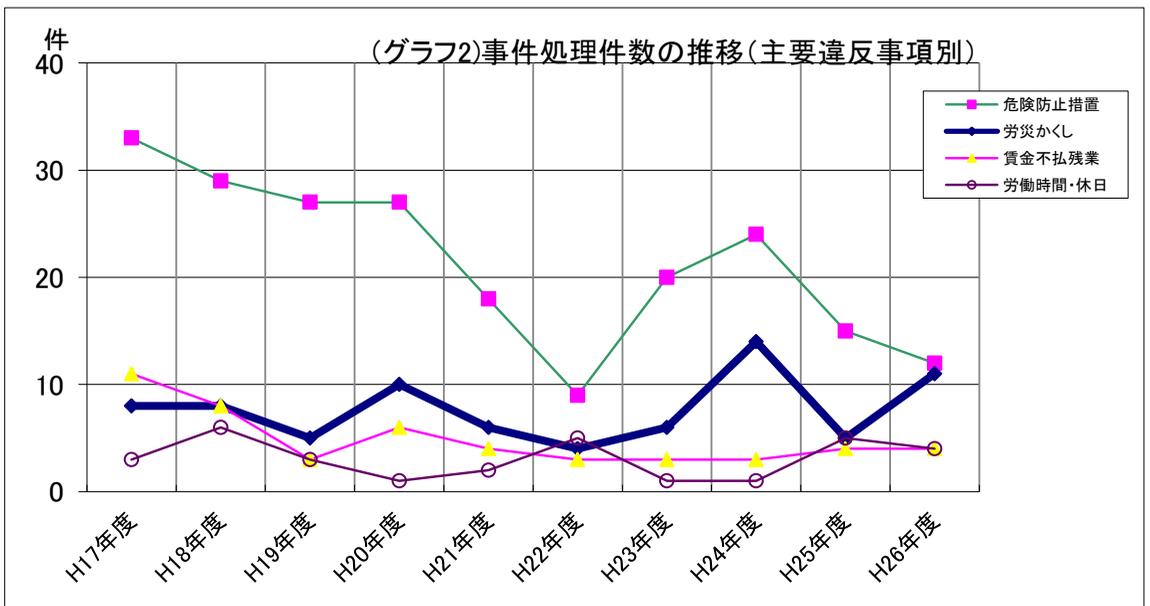
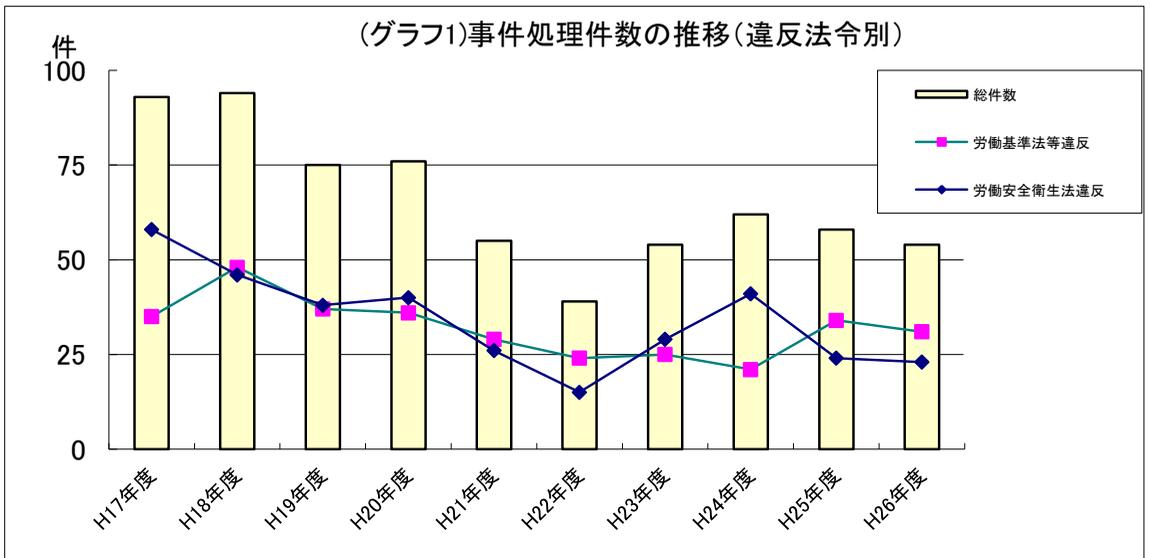
事例5 個人事業主が下請負人として工事を請け負った、元請会社の支店が施工するマンション新築工事現場で、使用した年少労働者が平成24年6月21日に同現場の足場解体作業中に部材が落下し右手三指を負傷して、搬送先の病院で手術等を受けて8日間入院し、その後も療養のため休業するという労働災害が発生した。

この労働災害について、東京労働局で捜査したところ、個人事業主が現場の関係請負人3名と共謀の上、同現場を管轄する労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出しなかった、いわゆる労災かくしを行ったことが判明した。

元請負人の支店建築部長は、労災かくしの事実を関係請負人らから知らされた後も、労働者死傷病報告を行うよう指導することなく是正をさせなかったという違反(幫助)が認められた。

(表1) 過去10年間における司法事件処理状況の推移

	違反法令		総件数	主要違反事項別				強制捜査
	労働基準法等	労働安全衛生法		危険防止措置	労災かくし	賃金不払残業	労働時間・休日	
H17年度	35	58	93	33	8	11	3	12
H18年度	48	46	94	29	8	8	6	9
H19年度	37	38	75	27	5	3	3	2
H20年度	36	40	76	27	10	6	1	6
H21年度	29	26	55	18	6	4	2	10
H22年度	24	15	39	9	4	3	5	13
H23年度	25	29	54	20	6	3	1	9
H24年度	21	41	62	24	14	3	1	7
H25年度	34	24	58	15	5	4	5	12
H26年度	31	23	54	12	11	4	4	6



(表2) 違反内容別の前年度との比較

	平成26年度	平成25年度	増減	構成比
<b>労働基準法、最低賃金法等関係</b>	<b>31</b>	<b>34</b>	<b>△ 3</b>	<b>57.4%</b>
賃金・退職金不払(第23,24条、最賃法第4条等関係)	17	11	6	31.5%
労働時間・休日(第32,35条)	4	5	▲ 1	7.4%
賃金不払残業(第37条)	4	4	0	7.4%
解雇の予告(第20条)	1	3	▲ 2	1.9%
その他	5	11	▲ 6	9.3%
<b>労働安全衛生法関係</b>	<b>23</b>	<b>24</b>	<b>▲ 1</b>	<b>42.6%</b>
機械等・墜落等の危険防止措置(第20,21条等)	12	15	▲ 3	22.2%
作業主任者の選任等(第14条)	0	1	▲ 1	0.0%
就業制限(第61条)	0	1	▲ 1	0.0%
労災かくし(第100条)	11	5	6	20.4%
その他	0	2	▲ 2	0.0%
<b>総処理件数</b>	<b>54</b>	<b>58</b>	<b>▲ 4</b>	<b>100.0%</b>

(表3) 業種別

	製造	建設	運輸	商業	金融・広告	接客	その他	合計
<b>労働基準法、最低賃金法等関係</b>	<b>9</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>3</b>	<b>5</b>	<b>9</b>	<b>31</b>
賃金・退職金不払(第23,24条、最賃法第4条等関係)	7		1	2	2	5		17
労働時間・休日(第32,35条)	1				1		2	4
賃金不払残業(第37条)	1			1			2	4
解雇の予告(第20条)				1				1
その他							5	5
<b>労働安全衛生法関係</b>	<b>0</b>	<b>22</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>23</b>
機械等・墜落等の危険防止措置(第20,21条等)		11					1	12
作業主任者の選任等(第14条)								0
就業制限(第61条)								0
労災かくし(第100条)		11						11
その他								0
<b>総処理件数</b>	<b>9</b>	<b>22</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>3</b>	<b>5</b>	<b>10</b>	<b>54</b>
割合(%)	16.7%	40.7%	1.9%	7.4%	5.6%	9.3%	18.5%	100%

[製造] 製造業  
[建設] 建設業  
[運輸] 運輸交通業  
[商業] 商業  
[金融・広告] 金融・広告業  
[接客] 接客娯楽業  
[その他] 映画演劇業、教育、保健衛生業、清掃業、その他の事業

(表4) 端緒別

	災害調査等	監督等	申告・情報	告訴・告発	合計
<b>労働基準法、最低賃金法等関係</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>7</b>	<b>21</b>	<b>31</b>
賃金・退職金不払(第23,24条、最賃法第4条等関係)			6	11	17
労働時間・休日(第32,35条)		2		2	4
賃金不払残業(第37条)		1	1	2	4
解雇(第20条)				1	1
その他				5	5
<b>労働安全衛生法関係</b>	<b>10</b>	<b>0</b>	<b>13</b>	<b>0</b>	<b>23</b>
機械等・墜落等の危険防止措置(第20,21条等)	10		2		12
労災かくし(第100条)			11		11
その他					0
<b>総処理件数</b>	<b>10</b>	<b>3</b>	<b>20</b>	<b>21</b>	<b>54</b>
割合(%)	18.5%	5.6%	37.0%	38.9%	100%